



様式第16号（第12条関係）

令和6年4月30日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間2347番地1
団体の名称 特定非営利活動法人
まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 川江 秀樹
電話番号 0875-73-3410

地域内分権推進交付金実績報告書

令和5年4月3日付け三政地第8-2号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第6条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 12,490,988円

- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

令和5年度の事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

団体名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

所在地 三豊市高瀬町下勝間2347-1

電話番号 (0875) 73-3410

1 事業の成果

今年度は、会員数180名で本部事業と13自主事業に取り組みました。

ウィズコロナから脱却し、色々工夫をして取り組んだ一年でした。

中でも4年ぶりに「たかせ夏まつり」を盛大に開催し、多くの来場者の方に楽しんでいただき、以前のにぎわいを取り戻しました。

また、本部事業としてはまちづくり推進隊の活動拠点「まちステ」を利用して、ワークショップ・イベント等を行い、収益事業の作業所としての活用もできました。

オリジナルハーブティーもたくさんの方に購入していただき、県外にも販路を開拓し「インテックス大阪(大阪住之江区)・トモニ市(有楽町東京交通会館)」に出店もしました。

その他に、さつま芋の栽培を行い、産直市で販売すると大変好評で完売しました。

自主事業では、里山愛好会のメンバーは高瀬町及び隣接の里山を中心に定期的に登山道等の整備を実施し、登山者が安全に登れる環境作りに努めました。地域の子供たちや登山愛好家の皆さんに大変喜んでいただきました。

竹林再生では、3月9日三豊市緑ヶ丘総合運動公園周辺で、まちづくり推進隊と地域団体が手を繋ぎ「つなぐフェス」を開催しました。大好評で高瀬町内外から約1,000人の来場者があり、人がつながり安らぐひと時となりました。

それぞれの自主事業が、魅力的で活力あふれる「高瀬町」のために日々取り組んでいます。

より多くの地域の方々に知ってもらい、さらに地域住民をも巻き込める活動を目指して、今後も会員と協力しながら地域に親しまれる団体になることを目指します。

2 個別事業報告書

移譲業務 1

事業名	交通安全街頭キャンペーン		
事業目的	交通事故ゼロを目指すことを目的とします。		
事業内容	交差点における交通安全の立しょうを行った。		
実施日時	5/19（雨天中止） 7/5 7：30～8：30 9/29 17：00～18：00		
実施場所	高瀬町新名交差点	従事人数	3人
受益者	高瀬町住民・通行人・ドライバー	次年度以降の実施予定	○継続・廃止
本事業の評価	安全運転に気を付けるようにアピールすることができた。		
決算額	収入額 8,843円	支出額	8,843円
	内訳 受取交付金 8,843円	内訳 食糧費（お茶代）	8,843円

移譲業務 2

事業名	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部事務局		
事業目的	地区衛生組織相互の緊密な連携のもとに、市民の保健衛生と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資することを目的とします。		
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部に関する事務を行った。 （総会の開催、役員会、視察研修、町をきれいにする運動等） 4/23総会・第1回役員会 6/13第2回理事会 8/1第3回理事会 9/25不法投棄ポスター優秀作品選出 10/25視察研修 3/3第53回「町をきれいにする運動」 3/27第4回理事会		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内	従事人数	3人
受益者	高瀬町住民	次年度以降の実施予定	○継続・廃止
本事業の評価	「町をきれいにする運動」等を通して地域の保健衛生、環境衛生の向上に資する事業である。		
決算額	収入額 ー円	支出額	ー円
	内訳 受取交付金 ー円	内訳	ー円
	※三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部（別会計）として事業を実施		

移譲業務 3

事業名	三豊市自治会連合会高瀬支部事務局			
事業目的	自治会間の連絡を密にし、相互に協調し、地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とします。			
事業内容	三豊市自治会連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (総会開催、役員会、視察研修、広報配布) 4/23総会・第1回役員会 7/18第2回理事会 9/13第3回理事会 12/3視察研修 1/28防災訓練 3/25第4回理事会			
実施日時	通年			
実施場所	高瀬町内	従事人数	3人	
受益者	高瀬町住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	各種会議や視察研修、防災訓練を実施することで、自治会間の連携を深められる事業である。			
決算額	収入額	700,000円	支出額	700,000円
	内訳 受取交付金	700,000円	内訳 支払助成金	700,000円
	※三豊市自治会連合会高瀬支部(別会計)として事業を実施			

(2) まちづくり事業

本部事業 1

事業名	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 通常総会			
事業目的	運営方法などを一般会員と決議する。			
事業内容	昨年度の事業報告と決算を確認する。また、新しい年度の組織や事業計画・予算について検討や確認を行った。			
実施日時	4/30			
実施場所	みとよ未来創造館 3階 大ホール	従事人数	3人	
受益者	まちづくり推進隊高瀬一般会員	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	令和5年度の自主事業目標などが話し合われた。			
決算額	収入額	18,324円	支出額	18,324円
	内訳 受取交付金	18,324円	内訳 会議費	4,800円
			通信運搬費	13,524円

事業名	視察研修			
事業目的	まちづくりの各先進地を学び、活動の参考にし自主事業の新たな発展に役立てるようになる。会員相互が親睦を深め活発に活動する環境づくりを行う。			
事業内容	11/15 「大学・地域共創プラットフォーム香川・地域づくり協議会」 参加者 玉尾哲也、岩本仁美、荻田英俊、豊島夕起子、香川円佳 11/18 一般社団法人フウド 参加者 まちづくり会員24名 11/28 令和5年度NPOマネジメント講座第1回「成長するNPOを作ろう」 参加者 豊島夕起子、香川円佳 1/13 令和5年度NPOマネジメント講座第2回「NPO運営基礎講座」 参加者 香川円佳 2/9 令和5年度NPOマネジメント講座「クラウドファンディング」 参加者 香川円佳			
実施日時	11/15 11/18 11/28 1/13 2/9			
実施場所	広島県江田島市、三豊市、高松市	従事人数	3人	
受益者	まちづくり推進隊高瀬会員	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	研修は移住してきた方の経験や事業などを聞くことができ、自分たちが実施している自主事業の参考にする事ができる内容でした。 マネジメント講座はNPOの活動の活性化や運営に関する基礎を勉強したり法人の事務能力の強化や効率化を図る事が学べたので今後に生かしたい。 クラウドファンディングは交付金減額となった事業に打診しましたが、色々勉強が必要なため今回は見送りとなりました。 研修を通して会員同士の親睦や活動を活発にする為にも必要な事業である。			
決算額	収入額	304,240 円	支出額	304,240 円
	内訳 受取交付金	205,240 円	内訳 旅費交通費	15,860 円
	受取負担金	99,000 円	車両燃料費	8,910 円
			食糧費	50,775 円
			通信運搬費	13,255 円
			業務委託費	210,940 円
			賃借料	4,500 円

事業名	まちおこし事業			
事業目的	自主事業でカバーできない分野の活動をする。事業収益を行う。			
事業内容	まちステマルシェ：毎月第4日曜日 出張マルシェ：桜マルシェ・にこにこ市・蛍と灯りのコラボイベント サンリゾート仁尾・箱裏マルシェ・勝間地区慰安の夕べ ハンドメイドカーニバル・本山寺・エアポートマルシェ・遊びの缶詰 東京有楽町交通会館前・みどり会大阪会場・ハイスタッフホール 野菜たちのおひな様・つなぐフェス・ジャパンマルシェ おはぎ、赤飯、ばら寿司販売：毎月1回火曜日に実施 ワークショップ：5/21 7/29 8/6 8/3 12/24 さつまいも：5/25～1/29 芋さし準備、収穫体験、出荷作業 バタフライピー：5/7～3/4 苗植え、花摘み、乾燥、ハーブ茶作り 落花生・筍：4/15～11/23 落花生苗植え、収穫、筍ほりや加工作業			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市内外、高松市、県外	従事人数	22人	
受益者	高瀬町内外住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	今年度はさつまいもがたくさん収穫でき、産直で販売することができた。バタフライピーのハーブ茶も有楽町で通年販売されることになった。お赤飯・おはぎ・ばら寿司も人気で買われた方に喜ばれている。マルシェでの販売品は地産地消にこだわり、町内外の方にお買いあげいただいている。			
決算額	収入額	2,864,287円	支出額	2,647,433円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 業務委託費	146,008円
	事業収入	2,655,958円	諸謝金	374,000円
	前年度繰越金	208,329円	印刷製本費	5,170円
			会議費	8,053円
	収入	2,864,287円	通信運搬費	78,926円
	支出	2,647,433円	消耗備品費	72,630円
	差引	216,854円	消耗品費	238,513円
			食糧費	15,263円
	事業収入	2,655,958円	水道光熱費	136,235円
	事業支出	2,647,433円	賃借料	78,000円
	事業収益	8,525円	リース料	71,280円
			原材料費	912,614円
	事業収益	8,525円	租税公課	70,200円
	前年度繰越金	208,329円	建物附属設備	160,000円
	次年度繰越金	216,854円	支払手数料	73,833円
			旅費交通費	204,308円
			車両燃料費	1,400円
			諸会費	1,000円

自主事業 1

事業名	男女共同参画			
事業目的	三豊市男女共同参画推進条例に沿って、会員及び市民がこの町で誰一人取り残される事なく、一人ひとりが自分らしく輝く男女共同参画社会の実現に向けて参画する。			
事業内容	男女共同参画社会構築に向けての啓発に寄与する為の生涯教育の継続 (中止)			
実施日時	講師都合により講演会開催中止			
実施場所	高瀬町内	従事人数	1人	
受益者	主に三豊市高瀬町の市民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	男女共同参画社会を啓発する為に必要な事業です。			
決算額	収入額	3,000円	支出額	3,000円
	内訳 受取交付金	3,000円	内訳 諸会費	3,000円

自主事業 2

事業名	里山愛好会			
事業目的	活動の原点は里山の荒廃から後世まで自然を守ってゆくことである。そのために高瀬町及び隣接の里山を中心に定期的に登山道や標識の整備を実施し、登山者が安全に登れる環境づくりを目指している。併せて地域の子供達や登山愛好者の登山支援やまちづくり推進隊の他事業にも協力し、地域の住みよい環境整備のための幅広いボランティア活動に取り組んでゆく。			
事業内容	1、登山道の整備：①5/20岩屋寺登山道②11/4東光寺山登山道 ③11/9南七宝山登山道④11/15日鬼ヶ白登山道 ⑤11/22七宝山登山道下司、南郷ルート⑥12/3眉山、鳥越山登山道 2、まちづくり推進隊他事業応援：11/15二宮茶畑雑木伐採 3、 上高瀬幼稚園年長組鬼ヶ白卒園登山支援 2/27 4、トラロープの設置：1/27鬼ヶ白山、2/7七宝山登山道			
実施日時	上記参照			
実施場所	高瀬町内の里山及び隣接の里山	従事人数	33人	
受益者	主に三豊市高瀬町の市民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	春は時間がなく整備事業ができず11月以降全員の頑張りで見事実施できた			
決算額	収入額	413,740円	支出額	413,740円
	内訳 受取交付金	413,740円	内訳 諸謝金	116,500円
			賃借料	13,000円
			会議費	11,280円
			消耗備品費	57,200円
			消耗品費	144,237円
			業務委託費	6,116円
			修繕費	28,237円
			保険料	37,170円

自主事業 3

事業名	健康づくり応援団			
事業目的	市民の健康管理の手伝い、誤嚥の予防などを行う			
事業内容	定期的な出前講座など（中止）			
実施日時				
実施場所		従事人数	3人	
受益者	主に三豊市高瀬町の市民	次年度以降の実施予定	継続 廃止	
本事業の評価	事業メンバーの高齢化、参加者・開催場所の確保などの問題点などにより継続が難しいため、今年度をもって事業を廃止とする。			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円		

自主事業 4

事業名	国市池を美しくする会			
事業目的	平成22年度に農水省の「全国ため池百選」に選ばれた国市池の美しい景観と環境保全を良くするために、池周辺の草刈、ゴミ拾い、土手への植栽、雑木伐採、野鳥の保護、人と自然との共生に取り組んでおります。更に池の周囲2.2kmを健康増進の為のウォーキングコースに指定して貰うように行政に働きかける。			
事業内容	池周辺の草刈り、焼却、ゴミ拾い、土手や道路周辺の田んぼへの植栽、雑木採、野鳥保護等			
実施日時	5/16 5/31 10/6 1/21 1/28			
実施場所	国市池	従事人数	22人	
受益者	高瀬町内外の住民	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止	
本事業の評価	今年も沢山の向日葵が暑さに負けずに花を咲かせてくれ、道行く人々を楽しませてくれた。 比地小学校の4年生が今年も国市池の勉強に来るなど、地域の学習にも利用されている。			
決算額	収入額	179,272円	支出額	179,272円
	内訳 受取交付金	179,272円	内訳 諸謝金	23,500円
			消耗品費	73,427円
			修繕費	80,000円
			会議費	2,345円

自主事業 5

事業名	麻城跡を守る会			
事業目的	麻城は年々世代が変わる中、認知度が下がってきている。そんな中で、麻城跡の整備・管理を通じて次世代に繋げながら町内外の方々に安全で安心して訪れてもらえるよう活動を行う。			
事業内容	麻城跡の年間2回程度の草刈りや雑木の整理や麻城までの道路の管理。麻城の広報活動を行った。			
実施日時	12/3			
実施場所	麻城跡	従事人数	12人	
受益者	高瀬町内外の住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	今年度は暑い時期を避けて、12月に伐採や草刈りを実施した。地域住民以外の方の麻城跡を知って頂くために必要な事業である。			
決算額	収入額	16,876円	支出額	16,876円
	内訳 受取交付金	16,876円	内訳 諸謝金	3,000円
			消耗品費	13,876円

自主事業 6

事業名	蛍の里づくり			
事業目的	高瀬川を美しく、自然環境を通し次世代の子供たちに故郷を大切に思う気持ちをもってもらい、高瀬町に住み続けられるまちづくりを行う。			
事業内容	麻小学校と二ノ宮小学校の4年生が高瀬川に蛍の幼虫を放流した。昔ながらの原風景を取り戻すために、各小学校で自然環境授業を実施した。エコタウンの推進などを行った。			
実施日時	通年			
実施場所	高瀬町内	従事人数	5人	
受益者	主に三豊市高瀬町内外の市民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	蛍の幼虫の放流、環境授業などを通し、地域の子供たちに身近な自然の大切さ、希少さを伝えるられる事業である。			
決算額	収入額	63,241円	支出額	63,241円
	内訳 受取交付金	59,741円	内訳 諸謝金	50,530円
	事業収益	3,500円	旅費交通費	3,324円
			会議費	2,875円
			消耗品費	3,682円
			通信運搬費	250円
			業務委託費	1,000円
			原材料費	1,580円

自主事業 7

事業名	パートナーを探せ！おせっかい隊		
事業目的	結婚ができていない若者が多いため、出会いの場を提供する。		
事業内容	施設を借用して、イベント企画により出会いの場を作りを実施した。		
実施日時	12/17 3/3		
実施場所	財田町がっこうのイチゴ園	従事人数	4人
受益者	主に三豊市高瀬町内外の市民	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
本事業の評価	出会いの場を提供し新たな出会いを見つけ、素敵なパートナーとの結婚に一步近づけることができる事業である。		
決算額	収入額	83,184円	支出額 83,184円
	内訳 受取交付金	11,184円	内訳 諸謝金 6,500円
	受取負担金	72,000円	研修費 52,800円
			食糧費 12,859円
			印刷製本費 6,100円
			通信運搬費 3,000円
			賃借料 1,925円

自主事業 8

事業名	へんろ小屋高瀬おせっ隊		
事業目的	札所70番本山寺から71番弥谷寺までの中間地点となる休憩所<へんろ小屋茶処みとよ高瀬>でお遍路さんにお接待をする。		
事業内容	お遍路さんのお接待やへんろ小屋周辺の掃除や整備を行った。 新型コロナウイルス感染症対策を確認しながらのお接待となった		
実施日時	4/1 4/15 6/3 6/17 8/5 8/19 10/7 10/21		
実施場所	へんろ小屋茶処みとよ高瀬	従事人数	5人
受益者	三豊市民・県内外からのお遍路さん	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
本事業の評価	休憩所の周辺環境を清潔に保つため、定期的に掃除や整備を行いお遍路さんたちが快適に過ごせる環境を提供できた。しかしながらメンバーの高齢化が原因で、今年度をもって活動を終了することとなった。これまでの活動で多くのお遍路さんに支えられた事業でした。		
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	0円	

自主事業 9

事業名	爺神山創生			
事業目的	讃岐7富士の1つである爺神山を地域の里山にするべく、爺神山の周遊道路、ミニ四国88ヶ所、登山道、頂上を整備して景観、環境保全に努めることを目的とする。（当初は碎石跡地も整備して憩いの広場にする計画も立てていたが、民有地のため行政の支援が困難になったためこの活動は令和5年より休止）			
事業内容	爺神山の周遊道路周辺やミニ四国88ヶ所、登山道、頂上辺の雑木採、草刈、ゴミ拾い、野鳥保護を行い、環境保護に努めた。			
実施日時	5/28 10/9 11/26 12/27 3/17			
実施場所	爺神山	従事人数	15人	
受益者	三豊市民・県内外からの登山者	次年度以降の実施予定	（継続）・廃止	
本事業の評価	登山者や地域の方に自由に登ってもらえるように整備活動を行う事で、地域の里山づくりができる事業である。			
決算額	収入額	135,182円	支出額	135,182円
	内訳 受取交付金	135,182円	内訳 諸謝金	64,500円
			会議費	3,696円
			消耗品費	66,986円

自主事業 10

事業名	コウノトリを守る会			
事業目的	平成26年に岩瀬池付近に飛来した三豊市で唯一のコウノトリ（特別天然記念物）の定住化を目指し環境整備を推進する。環境変化に敏感で里山食物連鎖の上位に位置するコウノトリが住める環境は、人間にとっても理想の自然環境である。岩瀬池周辺の環境改善活動を通じて、「コウノトリを育む環境を持った地域」であることに誇りを持ってもらうことを目的とする。			
事業内容	今年も数十羽単位で飛来が目撃され岩瀬池周辺への定住が大いに期待されている。近年の巣営場所を分析すると付近が開け、民家に近い場所を選ぶ傾向が顕著で有る事が判明した。そのため、岩瀬池周辺で民家に近い開けた場所に新たに人口巣塔を設置した。			
実施日時	3/29			
実施場所	岩瀬池周辺	従事人数	10人	
受益者	主に三豊市高瀬町内外の市民	次年度以降の実施予定	（継続）・廃止	
本事業の評価	複数のコウノトリが岩瀬池に飛来しているので、定住化の促進をする為に自然環境を守る活動ができる事業である。			
決算額	収入額	60,000円	支出額	60,000円
	内訳 受取交付金	60,000円	内訳 業務委託費	60,000円

事業名	たかせ夏まつり		
事業目的	高瀬町のこれまでの夏まつりを継承し、地域住民の親睦と振興を目的とする。事業を通じて若手への組織運営のノウハウを伝え導くことで人材育成に取り組む。		
事業内容	高瀬町の幼稚園、小学校、中学校、高校、一般市民の踊りだけでなく、吹奏楽や様々なパフォーマンスを当日路上特別ステージにて演技を披露していただいた。露天商組合やキッチンカーの飲食ブース、小さいお子さんに段ボール迷路を接地して楽しんで頂いたり、地域の人々の交流の場として老若男女問わず楽しんでいただける「たかせ夏まつり」にした。		
実施日時	7/22		
実施場所	みとよ未来創造館	従事人数	16人
受益者	三豊市民・県内外からの来場者	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	4年ぶりの開催で、たくさんの方にお越しいただき喜んでいただいた。今後も地域住民の交流の場として必要な事業である。		
決算額	収入額	2,942,377円	支出額 2,942,377円
	内訳 受取交付金	1,567,977円	内訳 諸謝金 95,126円
	寄付金収入	1,355,000円	会議費 4,800円
	事業収益	19,400円	消耗品費 119,731円
			車両燃料費 5,338円
			食糧費 161,229円
			印刷製本費 3,680円
			通信運搬費 15,585円
			広告宣伝費 286,333円
			支払手数料 880円
			保険料 58,090円
			業務委託費 1,523,303円
			リース料 663,682円
			租税公課費 4,600円

自主事業 12

事業名	高瀬茶発祥の地整備			
事業目的	日本国内でも数少ないお茶の木での茶文字。高瀬の茶の木をもっと観光スポットにするために、整備していくこと。			
事業内容	石ヶ谷地区の茶畑の整備・その周辺の雑木雑草の除去			
実施日時	7/25 11/24 12/19 12/26 1/12 1/15 2/9 3/11			
実施場所	高瀬茶発祥の地 石ヶ谷茶畑	従事人数	15人	
受益者	高瀬町内外住民	次年度以降の実施予定	(継続)・廃止	
本事業の評価	年間を通して整備の方法、協力者の確保など継続が可能になったこと、また里山愛好会の方々とも協力して整備活動をすることで、観光に来てもらえるような環境整備ができています。			
決算額	収入額	137,908円	支出額	137,908円
	内訳 受取交付金	137,908円	内訳 諸謝金	34,500円
			会議費	8,035円
			消耗品費	86,373円
			業務委託費	9,000円

自主事業 13

事業名	竹林再生				
事業目的	多くの人に高瀬町の魅力をもっと知ってもらうために、高瀬町の竹を使用した竹灯りイベント～灯りでまちをクリエイト～などを行う。				
事業内容	竹灯りで今まで交流があった地域や、団体と協力しながら新しいものを作り出していく。竹灯りに関しては竹の魅力をもっと大勢の方に知ってもらうために、ワークショップを開催する。竹やぶの整備をすることによって、土砂災害などの危険性を減らす。SDGsへの取り組み。三豊市外のイベントに参加することができた。つなぐフェスを開催し、来場者に楽しんで頂けた。				
実施日時	7/1 7/22 7/29 8/19 9/16 9/24 10/7 11/11 11/18 11/25 12/16 1/20 2/3 3/1 3/9				
実施場所	高瀬町内（緑ヶ丘運動公園周辺）	従事人数	12人		
受益者	高瀬町内外住民	次年度以降の実施予定	(継続)・廃止		
本事業の評価	イベント等の実施により、竹の魅力を知ってもらうことができる事業である。今後は竹林整備やSDGsへの取り組みなどを周知できる事業として発展させる。				
決算額	収入額	235,208円	支出額	235,208円	
	内訳 受取交付金	172,208円	内訳 諸謝金	58,183円	
		事業収益	63,000円	消耗品費	58,853円
				食糧費	35,103円
				印刷製本費	11,610円
				会議費	2,315円
				通信運搬費	1,144円
				業務委託費	40,000円
				賃借料	28,000円

3 総会、理事会、役員会の開催状況

(総 会)

会 議 名	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 通常総会		
開 催 日 時	令和5年4月30日（日）10：00～	出席状況	出席者30名 委任状25名
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和4年度事業報告並びに収支予算の承認について 第3号議案 令和5年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認について 第4号議案 定款の変更について 第5号議案 令和5年度役員について		

(理 事 会)

会 議 名	第1回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和5年4月21日（金）19：00～20：30	出席状況	理事16人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和5年度総会について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和5年5月18日（木）19：00～20：20	出席状況	理事15人 監事0人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 議会だよりの交付金について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和5年6月16日（金）19：00～19：40	出席状況	理事13人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 視察研修について 第3号議案 芋つるさしについて		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和5年7月20日（木）19：00～19：50	出席状況	理事17人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 視察研修について 第3号議案 地域づくり団体全国研修交流会島根県大会について 第4号議案 高瀬百景新規看板について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和5年9月15日（金）19：00～19：45	出席状況	理事15人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 国市池設置看板塗り替えについて 第3号議案 芋畑の草刈り及び芋ほりについて		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和5年10月20日（金）19：00～20：00	出席状況	理事17人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 芋畑の草刈りと芋ほり手伝いについて 第3号議案 視察研修について 第4号議案 「遊びの缶詰」について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和5年12月8日（木）19：00～20：00	出席状況	理事16人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 次年度役員について 第3号議案 年明け行事について		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年1月19日（金）19：00～20：00	出席状況	理事16人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和6年度の理事について 第3号議案 令和6年度の総会について 第4号議案 餅つきマルシェについて 第5号議案 自主事業連絡会について		

会 議 名	第9回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年2月16日（金）19：00～20：00	出席状況	理事17人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 自主事業連絡会について 第3号議案 令和6年度の役員について		

会 議 名	第10回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年3月15日（金）19：00～20：00	出席状況	理事14人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和6年度予算について 第3号議案 役員費用弁償について 第4号議案 自主事業連絡会について		

決算監査報告書

団体又の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 川江 秀樹 様

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 6 年 4 月 5 日

団体の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

監事 大前 裕也 

監事 片山 睦士 

決 算 報 告 書

第 12 期

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月 31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1

貸借対照表

特定非営利活動法人 まらづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 6年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	632,012
普通預金	980,258	預り金(源泉所得税)	2,225
現金・預金計	980,258	預り金(社会保険料)	32,975
流動資産合計	980,258	流動負債計	667,212
【固定資産】		負債合計	667,212
(有形固定資産)		正 味 財 産 の 部	
建 物	2,238,781	【正味財産】	
構 築 物	1,402,872	前期繰越正味財産額	4,165,020
機械及び装置	21,764	当期正味財産増減額	△329,928
什器 備品	158,629	正味財産計	4,135,092
有形固定資産計	3,822,046	正味財産合計	4,135,092
固定資産合計	3,822,046		
資産合計	4,802,304	負債及び正味財産合計	4,802,304

財産目録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
令和6年3月31日現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通預金	980,258	
現金・預金計	<u>980,258</u>	
流動資産合計		980,258

【固定資産】

(有形固定資産)

建物	2,238,781	
構築物	1,402,872	
機械及び装置	21,764	
什器備品	<u>158,629</u>	
有形固定資産計	<u>3,822,046</u>	
固定資産合計		3,822,046
資産の部合計		<u>4,802,304</u>

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金	632,012	
預り金(源泉所得税)	2,225	
預り金(社会保険料)	32,975	
流動負債計	<u>667,212</u>	
負債の部合計		<u>667,212</u>

正味財産 4,135,092

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 1,355,000

【受取助成金等】

受取負担金 171,000

受取交付金 12,490,988

【事業収益】

事業収益 2,741,858

【その他収益】

受取利息 29

経常収益計

16,758,875

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,996,367

諸謝金(事業) 826,339

印刷製本費(事業) 26,560

会議費(事業) 48,199

旅費交通費(事業) 223,492

車両燃料費(事業) 15,648

通信運搬費(事業) 125,684

消耗備品費(事業) 129,830

消耗品費(事業) 805,678

食糧費(事業) 284,072

修繕費(事業) 108,237

水道光熱費(事業) 136,235

賃借料(事業) 125,425

リース料(事業) 734,962

減価償却費(事業) 140,889

原材料費(事業) 914,194

保険料(事業) 95,260

諸会費(事業) 4,000

租税公課(事業) 74,800

研修費(事業) 52,800

支払手数料(事業) 74,713

支払助成金(事業) 700,000

広告宣伝費(事業) 286,333

その他経費計 7,929,717

事業費計

7,929,717

【管理費】

(人件費)

給料手当 6,183,897

役員報酬 480,000

役員議事報償費 381,000

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日

法定福利費	520,141	
人件費計	7,565,038	
(その他経費)		
印刷製本費	102,821	
会議費	5,011	
車両燃料費	63,953	
通信運搬費	179,606	
消耗備品費	131,787	
消耗品費	209,045	
水道光熱費	57,700	
減価償却費	357,593	
保険料	196,290	
諸会費	13,000	
リース料	240,840	
租税公課	1,050	
業務委託料	35,200	
支払手数料	152	
その他経費計	1,594,048	
管理費計		9,159,086
経常費用計		17,088,803
当期経常増減額		△329,928
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△329,928
当期正味財産増減額		△329,928
前期繰越正味財産額		4,465,020
次期繰越正味財産額		4,135,092

決算監査報告書

団体又の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 川江 秀樹 様

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 6 年 4 月 5 日

団体の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

監事 大前 裕也 

監事 片山 睦士 

全役員名簿

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理事長	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
副理事長	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
副理事長	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
理事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	玉尾 哲也	三豊市高瀬町上麻乙519番地5	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	矢野 安雄	三豊市高瀬町下勝間1506番地1	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	岩本 仁美	三豊市高瀬町上高瀬1244番地	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	大西 信子	三豊市高瀬町佐股甲1983番地	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	真鍋 富士夫	三豊市高瀬町比地中2213番地1	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	青野 勇	三豊市高瀬町羽方2413番地	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	横関 謙二	三豊市高瀬町羽方1422番地1	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
理事	荻田 英俊	三豊市高瀬町下勝間1253番地2	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
監事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無
監事	片山 睦仁	三豊市高瀬町下麻1276番地1	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に関する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第5条に規定する事業内容に賛同して入会した団体若しくは法人、又は個人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上18人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 5 補欠のため、又は増員によって就任した役員の前任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 7 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数(書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面または電子メールをもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理

理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市高瀬町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高木 知巳
副理事長	高嶋 和弘
副理事長	大平 淳子
理事	青野 秀清
同	河野 博
同	中西 節夫
同	小野 真一
同	豊嶋 憲一

同	豊島	夕起子
同	宮崎	史郎
同	松本	鐵也
同	小野	秀樹
同	近藤	光子
監事	川江	秀樹
同	鴨田	郁夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

同	豊島	夕起子
同	宮崎	史郎
同	松本	鐵也
同	小野	秀樹
同	近藤	光子
監事	川江	秀樹
同	鴨田	郁夫

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

これは当法人の定款の原本に相違ありません

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1
特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

理 事 長 芳 重 博 文

